

5 水 第 2 4 0 号  
令和 5 年 5 月 2 4 日

関 係 各 位

愛知県農業水産局水産課長  
( 公 印 省 略 )

遊漁者用啓発リーフレット「遊漁者がカニ類を採捕する方法には制限があります」の送付について（依頼）

日頃より愛知県の水産行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。

愛知県漁業調整規則第42条により、海面において遊漁者がカニ類（ワタリガニ等）を採捕する方法には制限があり、ライト等火光を利用してたも網で捕る方法及びカニ網を使用して捕る方法はいずれも禁止されております。

つきましては、遊漁者用啓発リーフレット「遊漁者がカニ類を採捕する方法には制限があります」（愛知県農業水産局水産課、愛知県海面利用協議会共同制作）をお送りしますので、御承知いただくとともに、施設内への掲示や備え置き等により利用者に周知くださいますよう御協力をお願いします。

担 当 漁業調整グループ  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 4 6 0  
ファックス 0 5 2 - 9 5 1 - 1 6 4 5

# カニ類(ワタリガニ等)を捕まえるのに使ってはいけない方法があります

愛知県漁業調整規則第 42 条の規定により、遊漁者が以下の方法でカニ類を捕ることは禁止されています。

## ①ライトなどの火光を利用してのたも網の使用禁止

夜に、カニ類などを懐中電灯などの明かりを使って探したり、集めたりして、たも網で捕ってははいけません。



## ②カニ網の使用禁止

海で、カニ網※は、遊漁者が使ってよい漁具ではありません。

釣竿と釣糸を使って、仕掛けの代わりにカニ網をつけても、釣りとはみなされませんので、ご注意ください。

※エサを入れる袋と網からなり、カニをからめて捕る漁具



愛知県農業水産局水産課  
愛知県海面利用協議会  
電話 052-954-6460  
2023 年 4 月作成

# Crab fishing in the following ways is prohibited in the sea

## ① Using light and landing net



## ② Using special net for crab fishing

